



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 26 年岡山県市町村総合事務組合規則第 1 号）をここに公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日」を「毎年度 4 月 1 日及び 1 月 1 日」に改める。

第 79 条第 4 項第 1 号中「退職派遣職員」の次に「又は国家公務員（ただし、国家公務員として在職した後引き続き組合員となることを前提とする場合に限る。）」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、組合市町村の長の申し出があり、償還の手続を当該組合市町村が行う場合に限る。

第 86 条第 1 項中「、岡山県町村会へ提出された自治功労者推せん調書に基づき交付する。」を「、組合市町村の長から管理者あてに、自治功労者推せん調書（様式第 73 号）を提出しなければならない。」に改め、同条第 2 項を削る。

様式第 7 号中「年  $\frac{4}{10}$  月 1 日現在」を「年  $\frac{4}{1}$  月 1 日現在」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(現員現給額報告)</p> <p><b>第5条</b> 組合市町村は、<u>毎年度4月1日及び1月1日</u>に現員現給額報告書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(償還期間及び金額)</p> <p><b>第79条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 借受人は、組合員の資格を失うか、退職手当の支給を受けたとき又は条例第94条、岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号。以下「給付等特例条例」という。)第13条及び同条例第21条に規定する給付を受けたとき(一般職の組合員で引き続いて条例第94条、給付等特例条例第13条及び同条例第21条を適用する一般職の組合員となった場合を除く。)は、直ちに未償還額を返済しなければならない。ただし、次の場合については、当該貸付の限りにおいて、組合員資格を維持するものとし、未償還額を引き続いて償還することができる。</p> <p>(1) <u>退職派遣職員又は国家公務員(ただし、国家公務員として在職した後引き続き組合員となることを前提とする場合に限る。)</u>となり組合員の資格を失ったとき。<u>ただし、組合市町村の長の申し出があり、償還の手続を当該組合市町村が行う場合に限る。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>(自治功労者記念品料)</p> <p><b>第86条</b> 自治功労者記念品料については、<u>組合市町村の長から管理者あてに、自治功労者推せん調書(様式第73号)を提出しなければならない。</u></p>	<p>(現員現給額報告)</p> <p><b>第5条</b> 組合市町村は、<u>毎年4月1日及び10月1日</u>に現員現給額報告書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(償還期間及び金額)</p> <p><b>第79条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 借受人は、組合員の資格を失うか、退職手当の支給を受けたとき又は条例第94条、岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号。以下「給付等特例条例」という。)第13条及び同条例第21条に規定する給付を受けたとき(一般職の組合員で引き続いて条例第94条、給付等特例条例第13条及び同条例第21条を適用する一般職の組合員となった場合を除く。)は、直ちに未償還額を返済しなければならない。ただし、次の場合については、当該貸付の限りにおいて、組合員資格を維持するものとし、未償還額を引き続いて償還することができる。</p> <p>(1) 退職派遣職員となり組合員の資格を失ったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>(自治功労者記念品料)</p> <p><b>第86条</b> 自治功労者記念品料については、<u>岡山県町村会へ提出された自治功労者推せん調書に基づき交付する。</u></p> <p><u>2 条例第112条第2項の該当者については、組合市町村の長から管理者あてに、自治功労者推せん調書(様式第73号)を提出しなければならない。</u></p>



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(平成 26 年岡山県市町村総合事務組合規則第 1 号) 【概 要】

1 改正の理由

現員現給額報告書の提出基準日について、大半の職員の昇給が 1 月 1 日に行われるため、その時点での状況を把握する必要があること、また、当組合から貸付を受けている組合員が、人事異動の一環として、国家公務員となったときは、現状では、直ちに未償還額を返済しなければならず、組合員の負担となっているため、引き続き償還ができるようにする等所要の改正を行った。

2 改正の内容

- (1) 現員現給額報告書の提出基準日を「毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日」から「毎年度 4 月 1 日及び 1 月 1 日」に改正した。
- (2) 貸付を受けている組合員が、国家公務員（国家公務員として在職した後引き続き組合員となることを前提とする場合に限る。）となったときは、組合市町村の長の申し出により、償還の手続を当該組合市町村が行う場合に限り、引き続き未償還額を償還できるようにした。

3 施行日

平成 26 年 3 月 26 日施行